

(様式 1)
別記第 3 号様式 (第 4 条関係)

登 録 申 請 書

〇〇年 △△月 〇〇日

札幌市保健所長 様

申請者 住 所 東京都千代田区丸の内〇丁目〇番〇号

(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏 名 株式会社保健所ビルサービス
代表取締役 厚生 太郎
(東京都千代田区霞が関〇丁目△一△)

押印は不要です。
代表者の住所を記載してください。

(法人にあっては、名称並びに代表者の
氏名及び住所)

建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録を受けたいので、建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項の規定により、次のとおり申請します。

事業の区分	建築物清掃業
営業所の名称	保健所ビルサービス 札幌支店
営業所の所在地	札幌市中央区大通西19丁目〇一△ WEST19ビル 3階
営業所の責任者の職氏名	札幌支店長 保健 次郎

注 1 添付資料

- (1) 事業の区分ごとに省令第31条第2項から第9項までに規定する書類
 - (2) 申請者が法人の場合は、法人の登記簿の謄本。ただし一般社団法人、一般財団法人、協同組合等にあつては登記事項証明書及び定款等
 - (3) 登録を受けている者が有効期間終了後引き続き登録を受けようとする場合は、現に受けている登録証明書の写し
- 2 申請書等の用紙の大きさは、図面等のやむを得ないものを除き、日本工業規格 A 4 とすること。

(様式2)

機 械 器 具 の 概 要

〇〇年 △△月 □□日現在

-35-

		名 称	型 式	数 量	購 入 年 月
清掃業	1	真空掃除機	北海道(株) AB-100型	10	◎年◎月
	2	床みがき機	青森(株) TC-50型	20	〃
空気環境 測定業	1	浮遊粉じん測定器	青森(株) P-2型	2	◎年◎月
	2	一酸化炭素測定器	千葉(株) 〇〇式	6	〃
	3	二酸化炭素測定器	千葉(株) 〇〇式	6	〃
	4	温度計	岩手(株) VC型	3	〃
	5	湿度計	岩手(株) WA型	3	〃
	6	風速計	北海道(株) 1A-3型	3	〃
	7	測定器固定用スタンド	秋田(株)	2	〃
環境衛生 総合管理業		残留塩素測定器	北海道(株) CL-9型	2	◎年◎月
空気調和用 ダクト清掃業	1	電気ドリル	北海道(株) AC-100型	1	◎年◎月
	2	シャー(又はニブラ)	青森(株) JK-200型	1	〃
	3	内視鏡	秋田(株) F-25型	1	〃
	4	電子天びん(又は化学天びん)	東京(株) HL-70型	1	〃
	5	コンプレッサー	千葉(株) JL-150型	1	〃
	6	集じん機	北海道(株) AC-100型	1	〃
	7	真空掃除機	静岡(株) S-10型	1	◎年●月 健康リース(株)からリース (別添賃貸借契約書のとおり)
飲料水 水質検査業	1	高圧蒸気滅菌器	北海道(株) AC-100型	1	◎年◎月
	2	恒温器	青森(株) JK-200型	1	〃
	3	乾燥器	秋田(株) F-25型	1	〃
	4	フレイムレスー原子吸光光度計(又は誘導結合プラズマ発光分光分析装置又は誘導結合プラズマ質量分析装置)	東京(株) HL-70型	1	〃
			千葉(株) JL-150型	1	〃
	5	分光光度計(又は光電光度計)	静岡(株) S-10型	1	〃
	6	ガスクロマトグラフィー質量分析計	北海道(株) I-20型	1	〃
	7	イオンクロマトグラフ	北海道(株) VI-22型	1	〃
	8	全有機炭素定量装置	北海道(株) JK-23型	1	〃
	9	電子天びん(又は化学天びん)	北海道(株) JK-24型	1	〃
	10	pH計	北海道(株) PH-20型	1	〃

注 機械器具を賃貸借により所有している場合は、賃貸借の期間、使用条件等がわかる契約書等の写しを添付すること。

(様式2)

機 械 器 具 の 概 要

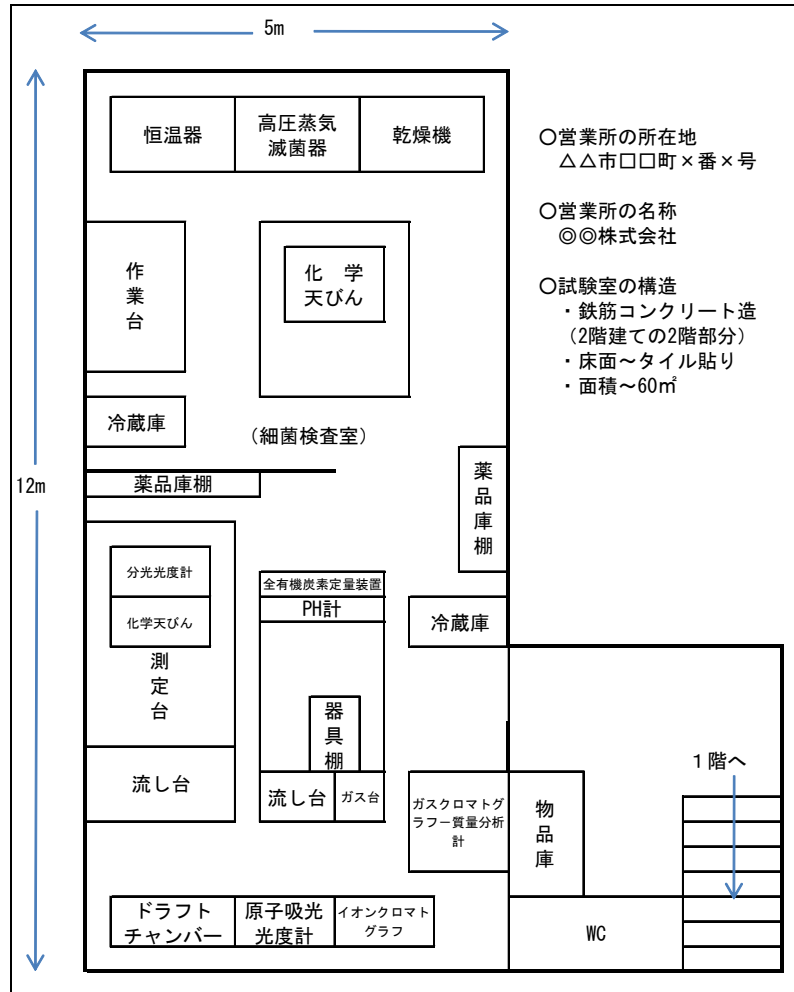
〇〇年 △△月 □□日現在

-36-

		名 称	型 式	数 量	購 入 年 月
飲料水 貯水槽清掃業	1	揚水ポンプ	東京(株) HL-10型	1	◎年◎月
	2	高圧洗浄機	千葉(株) L-20型	1	〃
	3	残水処理機	静岡(株) ET-50型	1	〃
	4	換気ファン	東京(株) HL-70型	1	〃
	5	防水型照明器具	東京(株) HE-15型	1	〃
	6	色度計	北海道(株) CL-9型	1	〃
	7	濁度計	北海道(株) ML-8型	1	〃
	8	残留塩素測定器	北海道(株) JH-7型	1	〃
排水管 清掃業	1	内視鏡	東京(株) HL-10型	1	◎年◎月
	2	高圧洗浄機	千葉(株) L-20型	1	〃
	3	高圧ホース	静岡(株) ET-50型	1	〃
	4	洗浄ノズル	東京(株) HL-70型	1	〃
	5	ワイヤ式管清掃機	東京(株) HE-15型	1	〃
	6	空圧式管清掃機	北海道(株) CL-9型	1	〃
	7	排水ポンプ	北海道(株) ML-8型	1	〃
ねずみ昆虫等 防除業	1	照明器具	東京(株) HI-12型	1	◎年◎月
	2	調査用トラップ	東京(株) EB-52型	1	〃
	3	実体顕微鏡	東京(株) E-50型	1	〃
	4	毒じ皿	東京(株) F-50型	100	〃
	5	毒じ箱	東京(株) G-50型	100	〃
	6	捕そ器	東京(株) H-50型	100	〃
	7	噴霧機	広島(株) GM-3型	1	〃
	8	散粉機	福岡(株) SP-10型	1	〃
	9	真空掃除機	東京(株) HE-15型	1	〃
	10	防毒マスク又は防毒機能を有する電動フ	北海道(株) AB-30型	10	〃
		ァン付き呼吸用保護具	北海道(株) CD-99型	1	〃
	11	消火器			

注 機械器具を賃貸借により所有している場合は、賃貸借の期間、使用条件等がわかる契約書等の写しを添付すること。

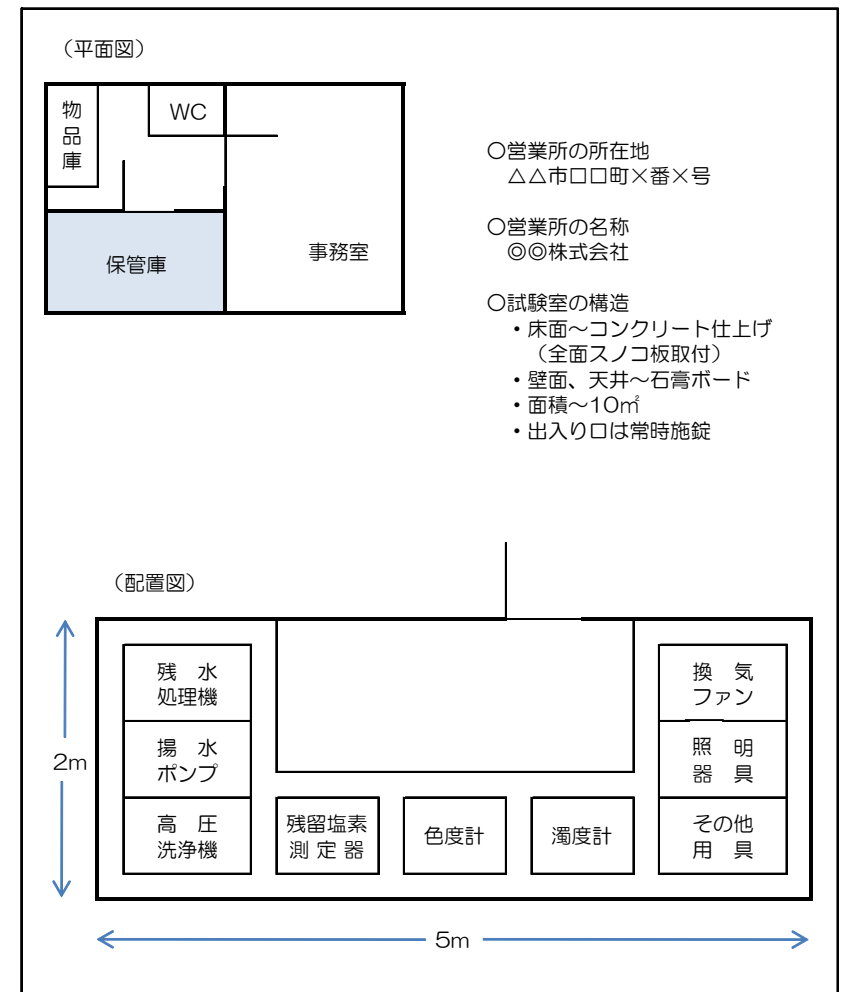
○ 検査室の設置場所、構造及び機械器具の配置を明らかにする図面
(建築物飲料水水質検査業)



※ 用紙の大きさは、A4とすること。

建築物排水管清掃業、建築物ねずみ昆虫等防除業に係る保管庫の場合も上記に準じて作成すること。

○ 機械器具の保管庫の設置場所、構造及び保管状態を明らかにする図面
(建築物飲料水貯水槽清掃業)



(様式3)

様式5-1の「作業班」と一致させてください。

監督者等名簿

〇〇年 〇〇月 〇〇日現在

	監督者、実施者等の別	氏 名	業 務 範 囲	経験年数	資 格 の 種 別	資格取得年月日	責任者による 原本確認
清掃業	清掃作業監督者 清掃作業監督者	田中一郎 島崎二郎	第1班 第2班	6年 7年	清掃作業監督者(再)講習会修了 第1000号 清掃作業監督者講習会修了 第1001号	〇年〇月〇日 〇年〇月〇日	☒
空気環境 測定業	空気環境測定実施者	藤澤三郎		6年	空気環境測定実施者講習会修了 第2000号 (又は建築物環境衛生管理技術者 第3000号)	〇年〇月〇日	☒
空気調和用 ダクト清掃業	ダクト清掃作業監督者	梅田四郎		9年	ダクト清掃作業監督者(再)講習会修了第4000号(又は 建築物環境衛生管理技術者 第3001号)	〇年〇月〇日	☒
飲料水 水質検査業	水質検査実施者 水質検査実施者	三木五郎 田畑六郎	細菌検査 理化学検査	5年 8年	臨床検査技師 第5000号 〇〇大学△△学部××学科卒業	〇年〇月〇日 〇年〇月〇日	☒
飲料水 貯水槽清掃業	貯水槽清掃作業監督者	林七郎		6年	貯水槽清掃作業監督者(再)講習会修了第6000号(又は 建築物環境衛生管理技術者 第3002号)	〇年〇月〇日	☒
排水管 清掃業	排水管清掃作業監督者	北村八郎		6年	排水管清掃作業監督者(再)講習会修了第7000号 (又は建築物環境衛生管理技術者 第3003号)	〇年〇月〇日	☒
ねずみ昆虫等 防除業	防除作業監督者	岡田松子		6年	防除作業監督者(再)講習会修了 第8000号	〇年〇月〇日	☒
環境衛生 総合管理業	統括管理者 清掃作業監督者 空調給排水管理監督者 空気環境測定実施者	池谷九郎 大谷十郎 原口竹子 柏木梅子		8年 6年 7年 6年	統括管理者(再)講習会修了 第9000号 清掃作業監督者(再)講習会修了 第1002号 空調給排水管理監督者(再)講習会修了第10000号 空気環境測定実施者(再)講習会修了 第2001号	〇年〇月〇日 〇年〇月〇日 〇年〇月〇日 〇年〇月〇日	☒

注 監督者等の資格を証する書類の写しを添付すること。なお、責任者による提出書類の原本確認を行い、□にチェックを入れること。

【新規】実施状況
建築物清掃業の場合
※ 他の業種の場合は、「従事者の研修計画」の記載例を参考にしてください。

(様式4)

従事者の研修実施状況 ~~(計画)~~

(自 年 月 日 至 年 月 日)
〇〇年△△月□□日現在

研修の期日	研修の内容	指導者の氏名及び資格	対象従事者数	参加従事者数
〇年〇月〇日	1 清掃の目的と作業従事者の心得 (60分間) (1) 清掃の目的 (2) 作業従事者の心得	一般社団法人 北海道ビルメンテナンス協会 指導員	35名	20名
〇年△月△日	2 ビルの清掃の基本作業と基本知識 (240分間) (1) ほうき、ぞうきんモップの使い方 (2) 真空掃除機と床みがき機の使い方 (3) 清掃用具と機械 (4) 洗剤 (5) 床維持剤、その他の資材			15名
	3 建築物内廃棄物処理 (60分間) (1) 廃棄物処理と社会環境 (2) 廃棄物処理作業の注意事項 4 作業の安全と衛生 (60分間) (1) 清掃作業の労働災害 (2) 労働衛生 計 7時間			計35名
登録団体の証明欄	上記の研修については、本団体により行われたものである。 年 月 日 登録団体名 代表者氏名			

厚生労働大臣の登録を受けた団体が実施する研修の場合



- 注1 厚生労働大臣の登録を受けた団体が実施する研修を受講した場合は、その団体で証明の手続きを行うこと。
 2 事業主が自ら研修を実施した場合は、研修に使用した教材の写真及び研修の指導者の資格を証する書類を添付すること。
 3 「研修計画」の場合は、証明欄を斜線で抹消すること。

【再登録】実施状況
建築物清掃業の場合
※ 他の業種の場合は、「従事者の研修計画」の記載例を参考にしてください。

現に受けている登録の有効期間を記載してください。

(様式4)

従事者の研修実施状況 ~~(計画)~~

(自 ○○年 ○月 ○日 至 △△年 ○月 ○日)
○○年△△月□□日現在

研修の期日	研修の内容	指導者の氏名及び資格	対象従事者数	参加従事者数	
○年○月○日	1 清掃の目的と作業従事者の心得（60分間） （1）清掃の目的 （2）作業従事者の心得 2 ビルの清掃の基本作業と基本知識（240分間） （1）ほうき、ぞうきんモップの使い方 （2）真空掃除機と床みがき機の使い方 （3）清掃用具と機械 （4）洗剤 （5）床維持剤、その他の資材 3 建築物内廃棄物処理（60分間） （1）廃棄物処理と社会環境 （2）廃棄物処理作業の注意事項 4 作業の安全と衛生（60分間） （1）清掃作業の労働災害 （2）労働衛生 計 7時間	一般社団法人 北海道ビルメンテナ ンス協会 指導員	35名	20名	
○年△月○日				15名	
第1年計				計35名	
●年△月△日			20名	20名	
第2年計					
△年○月○日			38名	38名	
第3年計					
□年○月○日			38名	18名	
□年○月△日					20名
第4年計					計38名
★年○月○日			50名	26名	
★年★月○日					24名
第5年計					計50名
☆年○月○日	50名	50名			
第6年計					
登 録 団 体 の 証 明 欄	上記の研修については、本団体により行われたものである。 年 月 日 登録団体名 代表者氏名 印				

- 注1 厚生労働大臣の登録を受けた団体が実施する研修を受講した場合は、その団体で証明の手続きを行うこと。
2 事業主が自ら研修を実施した場合は、研修に使用した教材の写真及び研修の指導者の資格を証する書類を添付すること。
3 「研修計画」の場合は、証明欄を斜線で抹消すること。

【新規・再登録】登録後1年間の従事者研修計画
カリキュラム例
※7時間以上を確保すること

(様式4)

従事者の研修実施 ~~状況~~ (計画)

(自 年 月 日 至 年 月 日)
〇〇年△△月□□日現在

-41-

		研修の期日	研修の内容	指導者の氏名及び資格	対象従事者数	参加従事者数
清掃業	}	〇年〇月〇日	1 清掃の目的と作業従事者の心得 (60分間) (1) 清掃の目的 (2) 作業従事者の心得 2 ビルの清掃の基本作業と基本知識 (240分間) (1) ほうき、ぞうきんモップの使い方 (2) 真空掃除機と床みがき機の使い方 (3) 清掃用具と機械 (4) 洗剤 (5) 床維持剤、その他の資材 3 建築物内廃棄物処理 (60分間) (1) 廃棄物処理と社会環境 (2) 廃棄物処理作業の注意事項 4 作業の安全と衛生 (60分間) (1) 清掃作業の労働災害 (2) 労働衛生 計 7時間	一般社団法人 北海道ビルメンテナンス協会 指導員	35名	20名
						15名
						計35名
環境衛生 総合管理業	}	〇年△月△日	(空気環境の調整従事者) 1 空気環境の調整 (120分) (1) 関係法令 (2) 空気調和設備、機械換気設備の維持管理方法 計 2時間	原口 竹子 空調給排水管理監督者講習会 修了第10000号	3名	3名
		〇年〇月〇日	(給排水管理従事者) 1 給水設備、排水設備の維持管理 (120分) (1) 関係法令 (2) 作業の安全と衛生 (3) 貯水槽、給水系統の配管の管理について (4) 排水槽、排水管の管理について 計 2時間	原口 竹子 空調給排水管理監督者講習会 修了第10000号	2名	2名
		〇年〇月〇日	(水質検査従事者) 1 給水栓における水の検査 (120分間) (1) 水に含まれる残留塩素の検査 (2) 水の色、濁り、臭い及び味の検査 (3) 関係法令 2 水の異常の判断方法 (60分間) 計 3時間	原口 竹子 空調給排水管理監督者講習会 修了第10000号	2名	2名
空気調和用 ダクト清掃業	}	〇年〇月〇日	1 ダクトの清掃の基本原則 (60分間) 2 ダクト清掃要領 (100分間) 3 安全及び衛生 (40分間) 4 作業従事者の心得 (60分間) 5 空気調和設備概論 (100分間) 6 ダクト汚染と診断方法 (60分間) 計 7時間	梅田 四郎 ダクト清掃作業監督者講習会 修了第4000号	3名	3名

飲料水 貯水槽清掃業	○年○月○日	1 建築物衛生法（60分間）	(1)貯水槽に関する関係法令	一般社団法人 北海道ビルメンテナンス協会 指導員	5名	5名
		2 水と健康（60分間）	(1)飲料水と人の健康			
		3 作業の安全と衛生（60分間）	(1)衛生的な貯水槽の実施			
		4 給水設備機器（60分間）	(1)貯水槽の構造			
排水管 清掃業	○年○月○日	5 貯水槽の清掃方法（60分間）	(1)貯水槽清掃の概要	公益社団法人全国ビルメ ンテナンス協会指導員	3名	3名
		6 貯水槽の消毒方法（60分間）	(1)消毒の意義、定義、方法			
		7 貯水槽の塗装方法（60分間）	計 7時間			
		1 建築物衛生法と関係法令及び排水管清掃作業の安全と衛生（60分間）				
ねずみ昆虫等 防除業	○年○月○日	2 排水設備概論（60分間）	3 点検診断・検査（90分間）	一般社団法人 北海道ビルメンテナンス協会 指導員	5名	5名
		4 排水設備の清掃実務及び清掃機器の使用法（150分間）				
		5 業務管理一般論（60分間）	計 7時間			
		1 ビルの環境衛生行政	2 防除作業従事者の責任と任務（30分間）			
	○年○月○日	3 建築構造や設備とネズミ・昆虫等	4 ネズミ害虫防除概論（30分間）			
		5 殺鼠剤の種類と使用方法	6 殺虫剤の種類と使用方法（120分間）			
		7 機器の種類と使用法	8 防除作業の安全・衛生（60分間）			
		9 ゴキブリの生態と防除（60分間）				
登 録 団 体 の 証 明 欄		10 その他の害虫の生態と防除（60分間）				
		11 感染症対策（60分間）	計 7時間			
		上記の研修については、本団体により行われたものである。				
		年 月 日	登録団体名			

注 1 厚生労働大臣の登録を受けた団体が実施する研修を受講した場合は、その団体で証明の手続きを行うこと。
 2 事業主が自ら研修を実施した場合は、研修に使用した教材の写真及び研修の指導者の資格を証する書類を添付すること。
 3 「研修計画」の場合は、証明欄を斜線で抹消すること。

(様式5-1)

作業実施方法等

様式2、様式3の記載内容と一致させてください。

〇〇年△△月□□日 現在

		作業班	監督者等	使用する機械器具
清掃業	作業班編成	1班 田中一郎(責任者) 従事者数 20名	清掃作業監督者 田中一郎	真空掃除機 北海道(株) AB-100型 5台 床みがき機 青森(株) TC-5.0型 1.5台
		2班 島崎二郎(責任者) 従事者数 15名	清掃作業監督者 島崎二郎	真空掃除機 北海道(株) AB-100型 5台 床みがき機 青森(株) TC-5.0型 5台
空気環境測定業	作業	1 床面の清掃、カーペット類の清掃及び日常的に清掃を行わない箇所の清掃は、平成14年3月26日厚生労働省告示第117号第1の1から3のとおり行う。 2 真空掃除機、床みがき機、その他の掃除用器具並びにこれらの機械器具の保管庫は、定期に点検し、必要に応じ、整備、取替え等を行う。 3 作業に伴って発生する廃棄物は、収集し建築物内の貯留設備へ運搬後適切な分別を行ったうえ、関係法令等を遵守し処理する。これら一連の作業は衛生的かつ効率的な方法により速やかに行うものとし、使用する各設備について、定期に点検し必要に応じて補修、消毒等を行う。 4 作業によって生じる排水は、関係法令等を遵守し処理を行う。 5 上記1から4までに掲げる作業方法等について、建築物の用途及び使用状況等を考慮した作業計画及び作業手順書を作成し、これらに基づき作業を行う。 また、これらの内容並びに作業等の実施状況について、3か月以内ごとに1回、定期に点検し、必要に応じ、適切な措置を講じる。 6 作業の状況について、報告書を2部作成し、1部は建築物維持管理権原者へ提出し、1部は自社で5年間保存する。		
		1 空気環境の測定は、法施行規則第3条の2第1項に定める方法に準じて行う。 2 空気環境の測定に用いる測定器について、定期に点検し、必要に応じ、校正、整備又は修理を行うとともに、使用する測定器ごとに点検等の記録を整理して保管する。 3 測定結果について、報告書を2部作成し、1部は建築物維持管理権原者へ提出し、1部は自社で5年間保存する。 測定結果保存責任者：空気環境測定実施者 藤澤 三郎 4 測定の結果、建築物環境衛生管理基準に適合しなかった項目については、その原因と改善策を検討し、建築物維持管理権原者及び建築物環境衛生管理技術者へ提示する。		
環境衛生総合管理業	作業手順	1 空気調和設備の維持管理は、平成14年3月26日厚生労働省告示第117号第8の2の一から七のとおり行う。 2 機械換気設備の維持管理は、同第8の2の一、四及び五のとおり行う。		
		1 貯水槽等飲料水に関する設備の維持管理は、平成14年3月26日厚生労働省告示第117号第8の5の一から九のとおり行う。 2 雑用水槽等の雑用水に関する設備の維持管理は、同第8の6の一から七のとおり行う。 3 排水槽等の排水に関する設備の維持管理は、同8の7の一から四のとおり行う。 4 給水栓における飲料水に含まれる遊離残留塩素の検査は、7日に1回以上、定期に行うとともに、飲料水の色、濁り、臭い及び味その他の状態に異常がないことを随時確認する。 5 上記1から4までに掲げる作業方法等について、建築物の用途及び使用状況等を考慮した作業計画及び作業手順書を作成し、これらに基づき作業を行う。 また、これらの内容並びに作業等の実施状況について、3か月以内ごとに1回、定期に点検し、必要に応じ、適切な措置を講じる。 6 作業の状況及び測定結果について、報告書を2部作成し、1部は建築物維持管理権原者へ提出し、1部は自社で5年間保存する。		
空気調和用ダクト清掃業	作業	1 ダクトの清掃を行うにあたっては、配管系統、寸法、形状及び材質を図面等により確認するほか、作業を実施日の建築物の使用状況及びダクトの運転状況を考慮した適切な方法により行うこととし、次のとおりとする。 2 作業に使用する資機材の搬入時及び清掃時における天井、壁、床、室内における備品等の汚損を防止するため、必要な場所にフィルムシートによる養生等を行う。 3 清掃の前後において、ダクト内部の粉じんの堆積状況等を内視鏡により点検するとともに、堆積している粉じんの量を測定して清掃の効果を確認する。 4 清掃後、送風機を試運転し、ダクト内部に残留した粉じんが室内に流入しないことを確認し、流入が認められる場合は再度清掃を行う等必要な措置を講じる。 5 上記1から4までに掲げる作業方法等について、建築物の用途及び使用状況等を考慮した作業計画及び作業手順書を作成し、これらに基づき作業を行う。 また、これらの内容並びに作業等の実施状況について、定期に点検し、必要に応じ、適切な措置を講じる。 6 作業に用いる機械器具その他の設備について、定期に点検し、必要に応じ整備又は修理を行う。 7 作業によって生じる廃棄物は、関係法令等を遵守し適正に処理を行う。 8 作業の状況について、報告書を2部作成し、1部は建築物維持管理権原者へ提出し、1部は自社で5年間保存する。		

注 総合管理業については、①清掃作業、②空気環境の測定、③空気環境の調整、給排水の管理及び簡易な水質検査のそれぞれについて作成すること。

(様式5－1)

作業実施方法等

〇〇年△△月□□日現在

-44-

飲料水 水質検査業	作業 手 順	1 水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)の表の上欄に掲げる事項について水質検査を行う場合は、平成15年厚生労働省告示第261号に定める方法により行う。 2 水質検査は試料の採取後速やかに行うこととし、試料を保存する場合は、試料の水質が変化しないように冷暗所に保存する。 3 水質検査に用いる試薬及び標準物質は、施錠できる保管庫等に保管する。 4 水質検査に用いる機械器具等は、定期に点検し、必要に応じ整備又は修理を行うとともに、使用する機械器具等ごとに点検等の記録を整理して保管する。 検査室管理責任者：水質検査実施者 三木 五郎 5 検査結果について、報告書を2部作成し、1部は建築物維持管理権原者へ提出し、1部は自社で5年間保存する。 検査結果保存責任者：水質検査実施者 田畑 六郎 6 検査の結果、建築物環境衛生管理基準に適合しなかった項目については、その原因と改善策を検討し、建築物維持管理権原者及び建築物環境衛生管理技術者へ提示する。
飲料水 貯水槽清掃業		1 作業に用いる作業衣及び機械器具等は貯水槽清掃専用のものとし、定期に点検し、必要に応じ整備又は修理を行う。 保管庫管理責任者：貯水槽清掃作業監督者 林 七郎 2 作業にあたっては、作業衣等を次亜塩素酸ナトリウム溶液(50～100ppm)で消毒する。 3 高置水槽、圧力水槽等の清掃は、受水槽の清掃後に行うものとし、原則同日に行う。 4 貯水槽(貯湯槽を含む。以下同じ。)内の沈でん物質及び浮遊物質並びに壁面等に付着した物質を洗浄等により除去し、洗浄を行った場合は、用いた水を完全に排除するとともに貯水槽周辺の清掃を行う。 5 貯水槽の消毒は、清掃終了後塩素剤を用いて2回以上行い、消毒終了後は、消毒に用いた塩素剤を完全に排除するとともに貯水槽内に立ち入らない。 なお、消毒の方法は、貯水槽内の全面に次亜塩素酸ナトリウム溶液(50～100ppm)を高圧洗浄機を利用して噴霧し、30分以上放置する。 6 貯水槽水張り終了後、給水栓及び貯水槽内における水について、平成14年3月26日厚生労働省告示第117号第5の4の規定により検査を行い、基準を満たしていない場合は、その原因を調査し、必要な措置を講じる。 7 作業状況、設備等の状態、水質検査結果等についての報告書を2部作成し、1部は建築物維持管理権原者へ提出し、1部は自社で5年間保存する。 8 従事者については、6か月ごとに医療機関等で検便等を行う。検査項目は赤痢、腸チフス菌、パラチフス菌のほか必要に応じたものとする。
排水管 清掃業		1 清掃は、排水管の管径、長さ、材質、排水の種類に応じ、適切な方法により行う。 2 清掃の前後における排水管内部の閉塞の状況を内視鏡により点検し、清掃の効果を確認する。 3 敷地内のマンホールを開放して作業を行う場合は、安全標識を使用する等、十分な安全対策を講じる。 4 排水管の清掃終了後、掃出口周辺の清掃を行い、排水管の継ぎ目等から漏水がないこと、トラップの封水が適切に保たれていること等を確認する。 5 作業に用いる機械器具その他の設備について、定期に点検し、必要に応じ整備又は修理を行う。 保管庫管理責任者：排水管清掃作業監督者 北村 八郎 6 作業の状況、設備等の状態等についての報告書を2部作成し、1部は建築物維持管理権原者へ提出し、1部は自社で5年間保存する。
ねずみ昆虫等 防除業		1 作業は、ねずみ、昆虫等の発生場所、生息場所、侵入経路、被害の状況等を調査し、当該調査の結果に基づき、建築物全体について効果的な作業計画を策定し、適切な方法により行う。 2 食料を取扱う区域並びに排水槽、阻集器及び廃棄物の保管設備の周辺等特にねずみ等が発生しやすい箇所について、2か月以内ごとに1回、その生息状況等を調査し、必要に応じ発生を防止するための措置を講じる。 3 防そ防虫網その他の防そ防虫設備の機能を点検し、必要に応じ、補修等を行うほか、ねずみ等の侵入を防止するための措置を講じる。 4 殺そ剤又は殺虫剤を用いる場合は、薬機法上の製造販売の承認を受けた医薬品又は医薬部外品を用いる。また、使用及び管理を適切に行い作業、建築物の使用者等の事故の防止に務める。 5 使用する薬剤：〇〇、△△、×× 6 薬剤の保管は、施錠できる専用の保管庫で行う。 保管庫管理責任者：防除作業監督者 岡田 松子 7 作業の状況について、報告書を2部作成し、1部は建築物維持管理権原者へ提出し、1部は自社で5年間保存する。

注 総合管理業については、①清掃作業、②空気環境の測定、③空気環境の調整、給排水の管理及び簡易な水質検査のそれぞれについて作成すること。

作 業 実 施 方 法 等

〇〇年△△月□□日現在

業務を委託する際の手順及び委託した業務の実施状況の把握方法

作業及び使用する機械、器具の維持管理は原則として自社で行うが、他の者に委託する場合には次のとおりとする。

- 1 業務を委託する者（以下「受託者」という。）の氏名（法人の場合は名称）、委託する業務の範囲及び期間を、建築物維持管理権原者に対してあらかじめ通知する。
- 2 受託者の業務の方法が、平成 1 4 年 3 月 2 6 日厚生労働省告示第 1 1 7 号に掲げる作業の基準を満たしていることを把握するため、業務の実施計画及び実施状況を報告させるとともに、現場確認を行う。

* 空気環境測定業、飲料水水質検査業、総合管理業の場合のみ記載すること

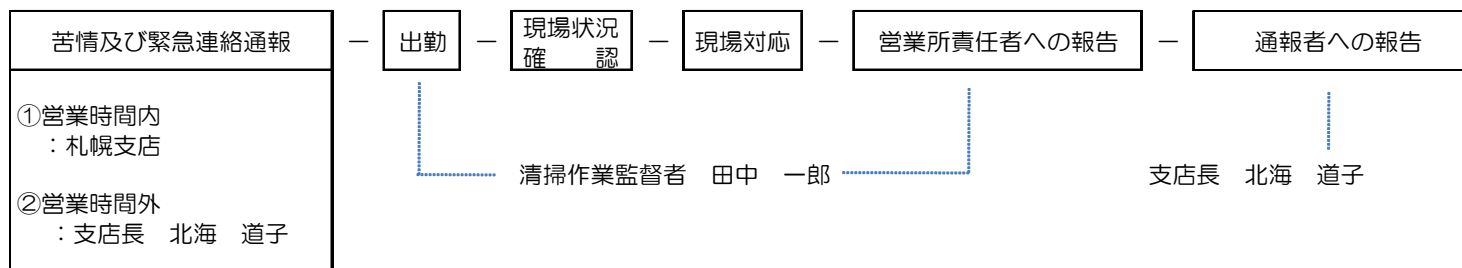
- 3 測定（検査）結果は自社で保管する。

* 委託先が決まっている場合のみ記載すること

- 4 委託する者の住所（法人の場合は主たる事務所の所在地）、氏名（法人の場合は名称並びに代表者名）

※ 委託しない場合は「委託無し」と記載すること。

苦情及び緊急の連絡に対する体制



(様式6-1)
別記第4号様式(第5条関係)その1

登 録 事 項 変 更 届 書

〇〇年 〇月 〇日

札幌市保健所長 様

届出者 住 所 東京都千代田区丸の内〇丁目〇番〇号

(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏 名 株式会社保健所ビルサービス
代表取締役 厚生 太郎
(東京都千代田区霞が関〇丁目△一△)

(法人にあっては、名称並びに代表者の
氏名及び住所)

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第33条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

事 業 の 区 分	建築物清掃業
登 録 年 月 日	〇〇年 〇月 〇日
登 録 番 号	北海道〇〇清第〇号
営 業 所 の 名 称	保健所ビルサービス 札幌支店
営 業 所 の 所 在 地	札幌市中央区大通西19丁目〇一△ WEST19ビル 3階
変 更 事 項	営業所所在地の変更
変 更 前	札幌市中央区大通西19丁目〇一△ WEST19ビル 3階
変 更 後	札幌市北区北〇条西〇丁目〇一〇
変 更 年 月 日	〇〇年 〇月 〇日

注1 添付資料

- (1) 省令第33条第1項第1号に掲げる事項のうち法人に係る変更の場合は、法人の登記事項証明書。ただし、一般社団法人、一般財団法人、協同組合等にあつては、登記事項証明書及び定款
- (2) 省令第33条第2項に規定する書類
- 2 「事業の区分」、「登録年月日」、「登録番号」、「営業所の名称」及び「営業所の所在地」の欄は、登録証明書により記載すること。
- 3 届書等の用紙の大きさは、図面等のやむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。

(様式6-2)
別記第5号様式(第6条関係)

登録証明書書換え交付申請書

〇〇年 〇月 〇日

札幌市保健所長 様

申請者 住 所 東京都千代田区丸の内〇丁目〇番〇号

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名 株式会社保健所ビルサービス
代表取締役 厚生 太郎
(東京都千代田区霞が関〇丁目△ー△)

(法人にあつては、名称並びに代表者の
氏名及び住所)

登録証明書の書換え交付を受けたいので、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則第6条の規定により、次のとおり申請します。

事 業 の 区 分	建築物清掃業
登 録 年 月 日	〇〇年 〇月 〇日
登 録 番 号	北海道〇〇清第〇号

		変更前	変更後
変更事項	商 号 又 は 名 称		
	代 表 者 氏 名		
	営 業 所 の 名 称	保健所ビルサービス 札幌支店	保健所総合管理 北海道営業所
	営 業 所 の 所 在 地		

- 注 1 添付資料
現に受けている登録証明書
- 2 「事業区分」、「登録年月日」及び「登録番号」の欄は、登録証明書により記載すること。
- 3 申請書の用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

(様式 6 - 3)
別記第 6 号様式 (第 7 条関係)

登 録 証 明 書 再 交 付 申 請 書

〇〇年 △月 □日

札幌市保健所長 様

申請者 住 所 東京都千代田区丸の内〇丁目〇番〇号

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名 株式会社保健所ビルサービス
代表取締役 厚生 太郎
(東京都千代田区霞が関〇丁目△一△)

(法人にあつては、名称並びに代表者
の氏名及び住所)

登録証明書の再交付を受けたいので、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則第 6 条の規定により、次のとおり申請します。

事 業 の 区 分	建築物清掃業
登 録 年 月 日	〇〇年 〇月 〇日
登 録 番 号	北海道〇〇清第〇号
営 業 所 の 名 称	保健所ビルサービス 札幌支店
営 業 所 の 所 在 地	札幌市中央区大通西 1 9 丁目〇一△ WEST19ビル 3 階
再 交 付 申 請 の 理 由	破 損 ・ 汚 損 ・ 亡 失
	亡失の場合は、具体的な理由 最後に確認したのは△△年〇月〇日に取引先に提示したとき。△△年●月〇日に書類の整理を行ったため、その際に他の書類と一緒に廃棄してしまったと思われる。

- 注 1 添付資料
現に受けている登録証明書 (破損又は汚損の場合のみ)
- 2 「事業区分」、「登録年月日」、「登録番号」、「営業所の名称」及び「営業所の所在地」の欄は、登録証明書により記載すること。
- 3 申請書の用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

(様式 7)

別記第 4 号様式 (第 5 条関係) その 2

登 録 事 業 廃 止 届 書

〇〇年 △月 □日

札幌市保健所長 様

届出者 住 所 東京都千代田区丸の内〇丁目〇番〇号

(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏 名 株式会社保健所ビルサービス
代表取締役 厚生 太郎
(東京都千代田区霞が関〇丁目△一△)

(法人にあっては、名称並びに代表者の
氏名及び住所)

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第 33 条第 1 項の規定により、次のとおり
届け出ます。

事 業 の 区 分	建築物清掃業
登 録 年 月 日	〇〇年 〇月 〇日
登 録 番 号	北海道〇〇清第〇号
営 業 所 の 名 称	保健所ビルサービス 札幌支店
営 業 所 の 所 在 地	札幌市中央区大通西 1 9 丁目〇一△ WEST19ビル 3 階
廃 止 の 理 由	事業の廃止
廃 止 年 月 日	△△年 〇月 〇日

- 注 1 「事業の区分」、「登録年月日」、「登録番号」、「営業所の名称」及び「営業所の所在地」の
欄は、登録証明書により記載すること。
- 2 現に受けている登録証明書を添付すること。
- 3 届書の用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

(様式 8 - 1)

実 績 報 告 書

〇〇年 〇月 〇日

札幌市保健所長 様

住 所 東京都千代田区丸の内〇丁目〇番〇号

氏 名 株式会社保健所ビルサービス
代表取締役 厚生 太郎
(東京都千代田区霞が関〇丁目△-△)

(法人にあつては主たる事務所の所在地、名称、代表者の
氏名を記載)

電 話 011-〇〇-△△△

担当者 〇〇

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第 12 条の 2 第 1 項の規定による登録事業について、次のとおり報告します。

事 業 の 区 分	建築物 清掃 業
登 録 番 号	北海道 〇〇清 第 △△△△ 号
登 録 の 有 効 期 間	〇〇 年 〇 月 △△ 日から △△ 年 〇 月 〇△ 日まで
営 業 所 の 名 称	保健所ビルサービス 札幌支店
営 業 所 の 所 在 地	札幌市中央区大通西 19 丁目〇-△ WEST19 ビル 3 階
実 績 報 告 期 間	〇〇 年 〇 月 △△ 日から ◎◎ 年 3 月 31 日まで
機 械 器 具 の 概 要	様式 2 のとおり (建築物空気環境測定業、建築物環境衛生総合管理業については粉じん計の校正票(写)を添付)
監 督 者 等 名 簿	様式 3 のとおり
事 業 の 実 績	様式 8 - 2 のとおり
従 事 者 研 修 記 録	様式 8 - 3 のとおり (空気環境測定業、水質検査業を除く)
健 康 診 断 の 実 績 記 録	様式 8 - 4 のとおり (貯水槽清掃業のみ:検査結果書(写)を添付)

注 1 実績報告書は営業所ごと及び事業の区分ごとに報告すること。

注 2 報告対象期間中に新規登録をした営業所は、登録された日から 3 月 31 日までの実績を報告すること。

(様式 8 - 2)

事業の実績

営業所の名称	保健所ビルサービス 札幌支店
登録番号	北海道 ○○清 第 △△△△ 号

作業を受託した特定建築物の概況				
番号	名 称	所在市町村名	作業(検査)の内容	実施年月
1	(株) ○○観光 ○○ホテル	札幌市	① 日常の清掃 ② 6 か月ごとの清掃 (日常行わない場所の 清掃、除じん、洗浄)	① 通年 ② 3、9 月
2	(株) △△ △△スーパー江別店	江別市	① 日常の清掃 ② 2 か月ごとの清掃 (日常行わない場所の 清掃、除じん、洗浄)	① 通年 ② 2、4、6、 8、10、12 月
3				
4				
5				

※ 欄が不足する場合は別紙を使用すること。

(様式 8 - 3)

従 事 者 研 修 記 録 簿

研 修 の 期 日	○年 ○月 ○日 △時 ★分 ～ ○時 ○分
研 修 の 内 容	1 建築物衛生法 (1 時間) 2 貯水槽の清掃方法 (2 時間) 貯水槽の消毒方法 貯水槽の塗装方法 3 水と健康 (1 時間) 4 作業の安全と衛生 (3 時間) 給水設備と機器 計 7 時間
使 用 教 材	貯水槽管理中央協議会発行 改訂「貯水槽清掃作業従事者研修テキスト」 (平成 30 年 6 月 1 日第 2 版 第 1 刷)
指導担当者の氏名及び資格	一般社団法人北海道ビルメンテナンス協会 指導員
参加従事者の氏名及び人数 ○○ ○○ △△ △△ □□ □□ 計 3 名	

従事者（パート、アルバイト等を含む）全員が、登録期間（6 年間）中に、原則として毎年 1 回以上研修を受講する必要があります。

(様式 8 - 4)

貯水槽清掃作業従事者の健康診断の実施状況

作 業 者	実 施 時 期	健 康 診 断 の 内 容	健 康 診 断 の 結 果
〇〇 △△ (監督者)	〇年 4 月 〇年 10 月	検便 (赤痢菌、腸チフス 菌・パラチフス菌)	全て陰性 全て陰性
〇〇 〇〇	〇年 4 月 〇年 10 月	検便 (赤痢菌、腸チフス 菌・パラチフス菌)	全て陰性 赤痢菌陽性※ 1
△△ △△	〇年 4 月 〇年 10 月	検便 (赤痢菌、腸チフス 菌・パラチフス菌)	全て陰性 全て陰性
□□ □□	〇年 4 月 〇年 10 月	検便 (赤痢菌、腸チフス 菌・パラチフス菌)	全て陰性 全て陰性
			※ 1 判明後、清掃作業の従 事停止。〇年 10 月△ 日に再度検便し、全て 陰性を確認したため、 清掃作業復帰。

作業従事者 (監督者を含む。) は、おおむね 6 か月ごとに検便 (赤痢菌、腸チフス菌・パラチフス菌 (又はサルモネラ菌)) を実施する必要があります。